

E(いい)くらし

発行 江戸川区消費者センター
編集協力 江戸川区消費者団体連絡会

(Eは、江戸川区 Edogawaku の「E」といい「E」暮らしの意味)

- P1 消費者センターホームページをご活用ください P2 くらしフェスタ2019 終了報告
P3 くらしフェスタ2019 終了報告 P4 裁判準備期間事前通告書が届いた(事例・アドバイス)

詐欺や悪質商法の被害に遭わないために！

江戸川区消費者センターホームページ

をご活用ください

詐欺や悪質商法は、早期発見と初期対応によって被害を防ぎましょう。消費者センターでは、ホームページで、事例別に初期対応のしかたをご案内しています。

トラブル初期対応

○ 自宅に不審な電話・・・

- ・ 公的機関を名のる質問電話（本人や家族の個人情報を盗む手口です）
- ・ 電話で「あなたの名前を貸してほしい」は詐欺です
（承諾すると、最後はお金を払わなければなりません）
- ・ 「あなたに購入の権利があります」という電話
（連絡をすると巧みに投資詐欺の罠に誘導されてしまいます）

○ 架空請求など不審な連絡

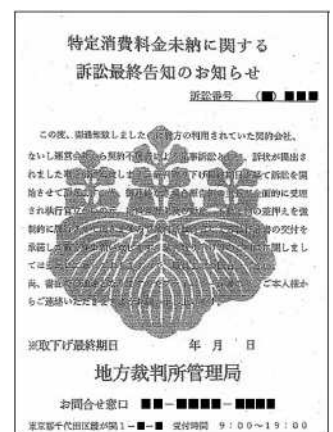
- ・ 架空請求の特徴と対応のポイントを紹介しています

○ アダルトサイト料金請求

- ・ 年齢認証ボタンや画像をクリックしたら登録になった
- ・ 「請求画面が消えない！」ワンクリック請求トラブルの対処方法

○ インターネット通信販売

- ・ 通販サイトで買い物をするとき・・・だまされないためのチェックポイント



その他 架空請求発信元一覧 ・ 行政処分一覧

なども掲載されています。ご活用ください。



江戸川区消費生活展

「くらしフェスタ2019」を開催しました

10月25日(金)、グリーンパレスにて「手をつなごう消費者の輪(わ)」をテーマに、消費生活展「くらしフェスタ2019」が開催されました。

消費者団体7団体による催しや活動成果の発表・体験コーナーが実施・展開されました。また、関係機関による暮らしに役立つ展示や相談コーナーも設けられました。台風21号の影響で雨天にもかかわらず、ご来場いただきました皆様、ありがとうございました。



グリーンパレス1階ロビーPRコーナー



ガムテープで作るコサージュ



米粉で作る和菓子試食コーナー



小松菜クッキー試食コーナー



小松菜とリンゴのサラダ試食コーナー



リフォームファッションショー



リフォームファッションショー



江戸川みまもり隊ブース



昔の着物、生地を利用したバッグ等の展示



昔の着物、生地を利用したパッチワーク等の展示



関東電気保安協会ブース



消費者センター(計量コーナー他)

和布を愛する会

(消費者センター登録団体)

昔の着物、浴衣、帯などの生地を利用して、バッグ、ポーチ、小物、パッチワークなどを楽しみながら作るサークルです。



裁判準備期間事前通告書と書かれた 封書が届きました



【事例】

- 書面の主な内容は「総合消費料金不払いによる契約不履行に基づく訴状が提出された。指定期日の訴訟準備期間を経て民事訴訟に移行する。」などと書いてありますが、契約の事業者名や金額等の具体的な内容は書いてありません。
訴訟代理人名や取り下げ申請受付最終期日、相談窓口の電話番号は記載されていました。差出人は、「通達管理事務局」など、公的機関を思わせる名称となっています。

ここがポイント！【アドバイス】

- これは、通知を受領し不安になって電話をかけた人を巧妙に誘導してお金をだまし取る架空請求の詐欺です。実際に多額の被害が発生しています。法務省のホームページでも注意喚起がなされています。
また、「民事訴訟最終通告書」などと書かれているハガキが届いたという報告も多数寄せられています。
これらの郵便物を差し出している相手の狙いは、電話を入れさせることにあるので、絶対に連絡はしないでください。
不安な時は、消費者ホットラインに相談しましょう。



江戸川区消費者センター

〒132-0031 江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637(直通)

相談時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時

土曜・日曜日でお急ぎの方は、
全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください

